

横浜市立中学校において授業中に
発生した事故に関する詳細調査報告書

令和5年8月1日

横浜市学校保健審議会
学校安全部会

1 はじめに

本報告書は、横浜市学校保健審議会学校安全部会（以下、「安全部会」という。）において、令和3年6月11日、横浜市立中学校の体育の授業中に発生した体育マット運搬中の事故について、その原因を究明し、事故の再発防止等を検討し、明らかにされた事実から考察や提言をまとめたものである。

学校教育の現場において児童生徒の安全を確保することは基本的事項である。学校事故について、その実態をきめ細かく調査、把握し、学校が安全かつ安心して活動できる環境を整えることは不可欠である。

横浜市教育委員会においては、本報告書の提言を十分に踏まえたうえで、より具体的、効果的な再発防止策を策定し、それを実践することを求めたい。

（1）詳細調査の趣旨

令和3年6月11日、当該市立中学校において体育の授業中に発生した体育マット運搬中の事故に関し、事故の状況、原因の調査等を行うとともに、事故の再発防止に資するための提言を行うものとした。

（2）詳細調査の目的

「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月）に基づき、詳細調査の目的は次のとおりとする。

ア 日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かす。

イ 被害生徒やその保護者の事実に向き合いたいという要望に応える。

ただし、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことに留意して調査・審議を進めた。

2 安全部会の開催

（1）開催日時等について

ア 調査委員会

第1回	令和4年1月26日（水）	市庁舎9階共用会議室 09-N12
第2回	令和4年6月21日（火）	市庁舎18階共用会議室
第3回	令和5年4月11日（火）	市庁舎9階共用会議室 09-N12

(2) 安全部会の構成

氏名	職名	委嘱日
佐藤 豊 (部会長)	桐蔭横浜大学 スポーツ科学部 スポーツ教育学科教授	令和3年2月1日
大久保 辰雄	横浜市医師会常任理事 学校医部会副部長 (部会での審議時の職名)	令和3年2月1日 (任期：令和5年7月6日まで)
高岡 香	弁護士 茨城県立医療大学客員教授	令和3年2月1日 (任期：令和5年1月31日まで)
鈴木 裕子	国士舘大学文学部教育学科教授	令和3年2月1日
井手口 学	横浜国立大学非常勤講師	令和4年1月1日

(3) 事務局

ア 調査所管課

教育委員会事務局小中学校企画課、学校教育事務所指導主事室

イ 学校保健審議会学校安全部会所管課

教育委員会事務局健康教育・食育課

(4) 部会公開の有無

横浜市学校保健審議会運営要領第11条に基づき非公開

(5) 調査の方法

当該市立中学校が作成した基本調査報告書に基づき、事故当時の時系列の確認等原因の究明を行うとともに、再発防止策について慎重に審議した。

3 事故の状況

当該生徒は、保健体育（器械運動）の授業開始時に、マット7枚相当を載せた台車を関係生徒3名と一緒に移動していた。台車の速度が徐々に上がったため制止しようとしたが勢いが止まらず、当該生徒が台車と壁の間に挟まり、両前腕の橈骨及び尺骨を骨折した。

当時、教科担当教諭2名が授業を担当していた。教諭1名は倉庫から器具の搬出を指導し、もう1名は教育実習生の動きを観察していた。

事故発生後、当該生徒を保健室に連れていき、養護教諭と怪我の状況を確認した。骨折の疑いがあったため、管理職に報告した。ただちに救急車を要請し、保護者に連絡を取った。救急車には保護者が同乗した。管理職や養護教諭らは病院に向かい、診察室で医師からの診断を聞く際に養護教諭が付き添った。

(1) 発生日時：令和3年6月11日（金）10時49分

(2) 被害生徒：中学2年 男子

(3) 指導教諭：教科担当教諭2名（保健体育科）

(4) 体育授業時状況（器械運動・マット運動）

ア 場所：体育館

イ 生徒数：79人

(5) 台車の状況

台車は、幅120cm、奥行き180cm、高さ95cm、重量52kg。

1台の台車にロングマット7枚相当を積み、2台使用していた。

マットを積んだ時の台車の高さは128cm、推定重量363kg。



(6) 発生時の状況

保健体育（器械運動）の授業開始時、教科担当教諭はマット7枚相当を載せた台車を後ろ向き状態で倉庫から出した。台車が後ろ向き状態のまま、当該生徒は前方で台車を引き、関係生徒3名とともに台車を移動させた。その際、台車の速さが徐々に上がり、壁に近くなったので台車を制止しようとしたが止まらず、当該生徒は台車と壁の間に体が挟まった。当該生徒は両前腕の橈骨及び尺骨を骨折したが、意識もあり脚部や体幹部に損傷はなかったため、保健室に歩いて連れていくことが可能であった。

4 調査で明らかになった点と考察

(1) 環境面や事前の準備、指導内容について

ア 調査で明らかになった点について

(ア) 年間を通して職員間でマット運搬に使用する台車の取扱いについての引継ぎは行われていなかった。台車の取扱説明書を保管しておらず、校内で使用マニュアルも作成していなかった。また、台車に使用方法の掲示もされていなかった。

(イ) 器械運動の準備の仕方を含む安全指導は、教科担当教諭が前時の授業に行っていた。台車の移動については、「勢いをつけずゆっくりと移動すること」「台車にぶつくと危険であること」「マットを積んだりおろしたりする際は、キャスターのストッパーをかけること」を指導したが、「台車運搬時の役割分担や相互の声掛け」についての指導は行っていなかった。

(ウ) 教科担当教諭は、当日準備のために体育倉庫へ来た生徒に、マットを積んだ台車を移動させるように声をかけ、一緒に体育倉庫の外へ台車を出した。台車が後ろ向きになっていたが、教科担当教諭は生徒に対して具体的な注意点を指導せず、その後は生徒のみに台車の移動を任せた。

イ 考察

台車の正しい取扱方法について、教員間で定期的に確認する必要があった。また台車に注意事項を掲示するとともに、生徒が台車を使用する際の具体的な注意点を指導する必要があった。

(2) 事故が発生した際の対応について

ア 調査で明らかになった点について

教科担当教諭1名は、当該生徒と一緒に体育倉庫の外へ台車を出した後、教育実習生の指導のためステージ付近に向かった。もう1名の教諭は実習生の動きの観察を行っていた。その際、台車の運搬は生徒に任せただけのため、運搬状況の確認ができていなかった。

イ 考察

本件は、重量があるマットを複数枚重ねた状態で台車を使用しており、重大な事故につながる恐れがあった。教科担当教諭は必要に応じて、生徒への指示等を行うことができるよう、周囲の状況を注意深く観察する必要があった。

(3) 事故発生後の対応について

ア 調査で明らかになった点について

事故発生後、教科担当教諭は当該生徒に声をかけた後、職員室へ向かい、職員室にいた教員に本件事故対応への協力を依頼した。依頼を受けた教諭は当該生徒と一緒に付き添い、保健室に行った。養護教諭は怪我の状況の確認と応急処置をし、管理職へ報告した。報告を受けた管理職は保健室へ向かい状況を確認し、救急車を要請した。その後、管理職と教員が連携しながら保護者への連絡や病院への付き添いを行った。

イ 考察

職員間の連携、養護教諭や管理職への連絡、救急車の要請や保護者への連絡について円滑に対応できていた。

(4) 総括

台車の使用方法について取扱説明書等の管理が不十分であり、台車への掲示も行われていなかった。また、台車を使用する際の具体的な注意点について、生徒への事前指導が不足していたと考えられる。安全に台車を使用することができるよう、教科担当教諭は周囲の状況を注意深く観察する必要があった。

事後対応については、職員間の連携や管理職への報告も円滑に行われていた。

5 再発防止に向けた提言

【提言 1】

マット運搬に使用する台車は、使い方を誤ることで事故等を生じる恐れがあることから、正しく安全に使用することができる環境を整える。

○ 学校では、台車の取扱説明書や使用マニュアルを確実に保管し、教職員は、これらを用いて、正しい取扱方法や破損等の有無について、定期的に確認を行うとともに、校内研修等を通して注意事項等を繰り返し確認する。

○ 事故に対する注意喚起や、正しく安全に使用する方法を台車に掲示するなど、使用者が一目で分かる再発防止策を講じる必要がある。

※ 今後も本件のような事故が生じる恐れがあることから、一度に運ぶマットの量を調整することやブレーキ等の機能を有する台車を使用することが望ましい。

【提言 2】

教職員に対して事故事例を共有し、マット運搬台車の正しい使用方法を広く周知するとともに、児童生徒に対しても安全な使用に係る指導を徹底する。

○ 市立学校でも広く使用されている台車であることに鑑みて、本件事故事例について、教職員向けの研修等の機会を活用し、その要因と正しい使用方法を繰り返し周知する。

○ 児童生徒に対しては、単に使用を制限するのではなく、危機管理能力の向上が事故の再発防止につながる視点から、複数名により安全に使用させるよう、事前に指導を徹底することが望ましい。ただし、指導が十分でない場合には、児童生徒のみで使用させることは控えるべきである。

(必ず指導すべき事項の例)

- ・台車は複数名で操作するが、台車前方で監視役を担う者が、台車を押す者に対して、常に注意を促すなど、役割を明確化する。
- ・台車を押す者は、可能な限りゆっくり進むことを意識するとともに、前方の監視役は、台車の速度が出過ぎないように注意する。重量を積んでいる台車はゆっくり動いても危険性が高いことから、相互に、声を掛け合いながら操作する。
- ・前方の監視役を担う者の足が台車にひきこまれたり、転倒して下敷きになったりするなど、台車を使用する際の具体的な事故の可能性について言及する。